

第5回中野区子ども・子育て会議（第6期） 議事録

【日時】

2024年11月12日（火） 18時30分～20時30分

【場所】

区役所7階 701・702会議室

【出席者】

（1）出席委員 14名

寺田会長、和泉副会長、萩原委員、阿部委員、関委員、森委員、中野委員、松田委員、三次委員、佐藤委員、宮内委員、小田委員、大隅委員、中尾委員

（2）事務局 16名

子ども家庭支援担当部長

子ども教育部課長 7名

地域支えあい推進部課長 3名

健康福祉部課長 1名

子ども・教育政策課子ども政策調整係 4名

【会議次第】

1 開会

2 議題

（1）中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）（素案）について

（2）令和6年度中野区こども誰でも通園制度の試行的実施（追加募集）について

（3）病児・病後児保育事業拡充の考え方について

（4）子どもショートステイ事業拡充等の考え方について

（5）社会的養育推進計画について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

資料1-1 中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）（素案）について

資料1-2 中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）（素案）

資料1-3 第6期第4回中野区子ども・子育て支援事業計画第3期策定に向けた
グループディスカッションで出た主な意見

資料2 令和6年度中野区こども誰でも通園制度の試行的実施（追加募集）について

資料3 病児・病後児保育事業拡充の考え方について

資料4 子どもショートステイ事業拡充等の考え方について

資料5 社会的養育推進計画について

【参考資料1】 第6期中野区子ども・子育て会議スケジュール（令和6年度）

【参考資料2】 委員名簿（第6期）

午後6時30分開会

事務局（子ども政策調整係）

皆さん、こんばんは。会議の開催に先立ちまして、事務局からご報告いたします。

本日は、14名の委員の皆様にご出席をいただいております。高橋委員が本日欠席となっております。委員の過半数の方がご出席されておりますので、会議は有効に成立しております。

11月に幹部職員の人事異動がありましたので、ご紹介させていただきたいと思います。

子ども家庭支援担当部長の森克久が子ども・若者相談課長を兼務することになりました。

《幹部職員の異動について説明》

事務局（子ども政策調整係）

それでは、寺田会長、会議の進行をお願いします。

寺田会長

皆様、お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、これより第6期第5回中野区子ども・子育て会議を開催いたします。

皆様におかれましては、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の議題は5件となっております。

それでは、議題第1、中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）（素案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（子ども政策担当課長）

《資料 1-1、1-2、1-3 について説明》

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見やご質問などございますでしょうか。

では、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

放課後子ども教室のアンケートを学校で配布というふうにおっしゃったかと思うのですが、けれども、誰を対象にというふうに思っていらっしゃるのでしょうか。

寺田会長

では、鈴木課長、お願いいたします。

事務局（育成活動推進課長）

放課後子ども教室につきましては、小学生が主な対象ですので、学校を通じてというふうなことで、小学生、その在校生を対象に周知を図るといったような形になります。

佐藤委員

私の聞き方が悪かったのだと思うのですが、対象はそうなのですが、その事業を拡大していきたいということだと思うのです。だから、運営する人たち、運営してもいいよという人たちにそのパンフレットが届かないと拡充できないのではないですか。だから、何で学校で配ろうという話なのかなと思ったのです。

事務局（育成活動推進課長）

学校で周知を行うのは、その利用者数のほうを増やすという意味では、その学校で配るというふうなことは手法の一つとして考えられるかと思いますが、委員おっしゃっているとおり、その場所を拡充していく、確保策として場所を増やしていくというふうなことに對しては、その放課後子ども教室を運営できる団体に対してPRをして運営側を担っていただくというふうなこともしていけないといけないというふうに考えております。

佐藤委員

中野中のコミュニティスクールの会合で私は先生方に、放課後子ども教室をやりたいという話をしてしまったのです。けれども、内容について全然分かっていない。似たようなことをやりたいという人はいるのですよ。でも、その人たちに、ではこの放課後子ども教室はどういうもので、どうすればいいのかという周知がほとんどされていないのだろうと

思うのです。だから、今後この拡充をするのだったら、もう少しうまくその周知をしないと広がっていかないだろうなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

事務局（育成活動推進課長）

ありがとうございます。

いただいたご意見を踏まえまして、放課後子ども教室はどんな事業でどういうことを担っていただきたいのかというふうなことですとか、そのためにこういったことにご協力いただきたいのかというふうなところを併せて事業の内容等を踏まえて周知を図っていきたいというふうに思います。

佐藤委員

既にパンフレットはあるのですか。

事務局（子ども政策担当課長）

このパンフレットというのは、子どもとその保護者向けの、どういう放課後の居場所があるのかというところを子どもに学校を通じて配布することで、子どもやその保護者に対して知ってもらうという趣旨のものになります。

これは、毎年説明会を開催していたかと思います。

事務局（育成活動推進課長）

はい、説明会を開催しています。

事務局（子ども政策担当課長）

地域の担い手になるような方に対しては、多分毎年度その説明会等を実施して内容について説明をしているというような形かなとは思っています。ただ、その部分が固定化されている母集団に対する説明になっているのかもしれないので、そこをもう少し広く周知することで、委員のおっしゃるとおり、新たな担い手につながる可能性もあると思いますので、その部分については継続して方策を考えていくというようなことで考えております。

佐藤委員

令和小で放課後子ども教室をやっている人が説明会に行ったと。でも、私は全然その情報を知らなかった。それなりに注意して見ているつもりなのですが、全然つかむことができなかったということがあるので、もう少し積極的に動かれたらいいのかなとは思います。

事務局（育成活動推進課長）

既に運営している団体だけではなくて、そういった地域向けにも情報が届くように周知

については改善してまいりたいと思います。

佐藤委員

もう一つよろしいですか。

寺田会長

はい。

佐藤委員

確かにこの計画で保育とか教育の分野ではいろいろな施策が取り入れられていると思うのですが、一つ小学校の校長先生から伺ったのですが、地域で建物、マンションが解体される、それによって立ち退きを言われてしまった、だけれども中野区はなかなか子育て世代に適した住宅がない、あるいは高額になってしまう。何かこういう住宅政策というのがあまり取り入れられていないのかなと思うのですが、8ページに中野区住宅マスタープランというのが関連計画の例として出ていますけれども、支援というのはなかなか難しいのかもしれませんが、中野区で子育て世代に適した住宅をもっと増やすような施策というのも考えていかないと、子どもたちを育てている家庭は、では中野区で生活というのはなかなか難しくなるのではないのかなというふうに思いますが、何かそういう住宅面での考えというのはございますか。

事務局（子ども政策担当課長）

まさにこの中野区の人口動態を考えると、そこはかなり課題なのかなとは思っております。ちょうど今、中野区の基本計画という最上位の計画ですね、それを5年に1回見直すというタイミングになっていまして、今年度と来年度、2年かけてその基本計画をつくり直すというタイミングになっていまして、その中では当然、区の全ての政策を改めて見直しをして点検して、未来に向かって改善をしていくというようなタイミングになります。

委員おっしゃったような住宅施策については、現行の中野区の基本計画の中でも効果的な取組というか、インパクトのある取組というのは記載されていないところになりますので、今後また計画の見直しのタイミングでその部分を含めて庁内で議論していくような形になりますので、今の委員の意見については関係所管のほうに情報提供はさせていただきたいと思います。

あと、先ほどの事業者向けの放課後子ども教室の事業をまず知ってもらうというところについては、54ページのところの放課後子ども教室推進事業についても実施箇所を増やすというところを書いてあるのですけれども、どうやって実施箇所を増やすのかというところ

ろはあまり具体的な手段を書いていませんので、そこの担い手になるような団体に対してもう少し周知を強化するというようなところもここに追記できるかどうか、持ち帰って検討していきたいと思います。

佐藤委員

ありがとうございました。

寺田会長

ほかに何かご意見ありますか。

和泉委員、お願いします。

和泉委員

和泉です。素案の中身のほうで、いろいろ数字で気になるところがあったので、確認させていただきたいと思います。

保育関係とかを見ていると、少子化が進んでいくのでどんどん需要が減っていくよという、その中で計画が示されていると思うのですが、幾つか目立つところで、これから需要が増えていくよという姿が書かれている事業が幾つかあって、その根拠をどこに求めているのかなというのがすごく気になりました。

例えば、これはあれかなと思うのですが、⑪－2にキッズ・プラザの事業がありまして、こちらは場所も増えていくので、未設置校が設置に変わっていくので増えますよという数字の伸ばし方だと多分思うのですが、先月東京都が教育人口の推計を出して、5年後の令和11年度というのは、東京都全体で7万4,000人も小学生が減るという数字を出していて、かなりショッキングな数字でした。ただ、去年出していた数字よりは少しましになったかなという感じで、この辺の数字の動きというのはかなり気になっています。

中野区全体でもやはり小学生が減ってくる、また、今年生まれた赤ちゃんというのが70万人切ってしまうみたいな衝撃的なニュースでしたけれども、その子たちというのがこの先6年後には小学生になる、入学するということになると、やはりこのキッズ・プラザ全体も増えていく需要見込みというのはちょっと安易かな、そういう印象を受けました。

それ以外に、先ほどご説明もあった6番の子どもショートステイだとか14番の子育て世帯訪問支援事業であるとか、あるいは17番の産後ケアであるとか、こういったところの需要が増えていく、こういったことであったのですが、これは、グループディスカッションの意見の中にもありましたけれども、よほど利便性の集約、向上ということが実現しないとなかなか見込めない数字なのかなと。すぐ使えるみたいな、そういった利便性ですよ。

例えばショートステイで、「身内に不幸がありました」と連絡があつて、「明日お通夜で、あさって告別式です」というときに、ではすぐに連絡したら明日泊めてもらえるのかとかですね。そういったあたりの利便性をよほど確保しないとこういった数字にはならないと思いますが、このあたりの積み上げの仕方をご説明いただければ助かります。

寺田会長

いかがでしょうか。

では、鈴木課長、お願いします。

事務局（育成活動推進課長）

まず、54 ページにありますキッズ・プラザ事業の需要見込みなのですが、おっしゃるとおり、子どもの人数というのはこれからピークを過ぎて漸次減ってくるといったようなこともあります。ただ、先ほどご説明にもありました女性の就業人口の就業率の高さというのはこれからも続いていくというふうなところで、放課後の居場所、子どもが安心・安全に過ごせる居場所の確保といったところと、それを利用する人、子どもがいるというふうなところでは、需要としては一定程度あるのかなというふうには思っているところでして、箇所数が増えるとともに、そういった利用するお子さんも順次増えていくといったような見込みではあるといったところでございます。

寺田会長

ありがとうございました。

ほかに何かご意見ありますか。

では、森部長、お願いします。

事務局（子ども家庭支援担当部長）

子どもショートステイ事業の需要の伸びの件についてお答えをいたします。

おっしゃるとおり、今なかなかショートステイの利用に当たって、事前に面談が必要だと、結構ハードルが高いのですよね。ですので、そのあたりのところについては、後ほどの順番のところで、次第で言うと2の(4)になりますが、そちらのほうでもう少し詳細はご説明したいと思いますが、もう少し簡易に、利用しやすい、手続を簡素化できるような形での見直しを考えていくということと、もう一つですね、それもまた後ほどご説明しますが、このショートステイ事業を特に一般の方が利用する場合、利用要件が冠婚葬祭とか仕事とか、あるいは入院とかというようなことに限られていて、ただちょっと手休めというか育児疲れで少し休息をとりたいなという、いわゆるレスパイトでの対応が一般の方は

できないように今なっているのですけれども、それについて来年度は、これも後ほどご説明しますが、要件の緩和を考えています。

そういったところで、もともとはそういうショートステイを利用したいという潜在的なニーズというのはあると思っております、昨年度に実施した子ども・子育てアンケート調査においても、結構利用したいというご希望があったと。けれども、今、様々な要件、ハードルがあって、実際の利用には結びついていないというような現状がありますので、そういったところを踏まえて改善をしていくということで今回の伸びを見込んでいるというところでございます。

寺田会長

ありがとうございました。

関委員

幼稚園の代表として出ております関でございますが、幼稚園の子ども的人数が減ってきているのはもう明らかなというふうに言われて、先ほども話されていらっしゃいました。

0、1、2、3、4、5の話がありますけれども、子どもを長く預かる、夜預かる、いろいろなその策って、どう考えても保護者のためにやっていること。子ども中心、子どもの人権、そちらのほうを強く言いながらも保護者に傾いてしまっているところがありはしないか、やはりそういう検証をしながら、この中野区も、この国も、この地球も、未来を支える子どもたちのために私たちは考えていくということ、そのための子どもの権利条約ではなかったかとも思うわけですね。

そういうことを考えていくところで、この頃、例えば保護者が子育ての仕方が分からないと言ってみたり、どうしていいかが、もう分裂して、何か警察を呼んで夫婦のけんかを片づけてもらったりとか、もうその子どもの前で夫婦げんかすること自体が虐待であるということが、権利条約がこれだけ言われているのにますます増えているような、身近にそういうことが起こってきているような現状をいっぱい聞きますと、やはりそこを助けてあげながら、そして子育ての楽しさを、「ああ、そうだった。子どもが育つ根っこはここにあった。私たち夫婦にあった」というようなことを考え起こせるようなことがあるといいなということで、この間、前のこの会議でも出ましたように、東京都が言っている「多様な他者との関わりの機会の創出事業」、これは両親が仕事を持っている人もそうでない人も、産休・育休でもって時間ができて子どもを育てているのだけれども、どうしていいかわからない。そういう人たちに、私たちは子どもを中心に園と保護者と一緒に子どもの育ちを

見ていきませんかということに対するこれは提案だと思うので、大変私たち幼児教育者にとって力が出せる、そして子どもを育てるところだけでなく、保護者と共にというところが今本当に大切だと思えるものですから、そこに私たちは力を出したい。そして幼稚園の意義も大切にといいますか、もう一度見直していただける機会にもなろう。どんないいことがあっても、そこを選択する人、それからこれしかないというのではなくて、私立ならば保育園も幼稚園も認定こども園も何もかも、その方針、その環境、その思いがよいと選んでいくようなことが、自由であるということと子どもの権利を尊重することと相まっているのではないかと思うと、そういうようなことができるような園にそれぞれがなっていくよう努力していく。

預かればいいということでもないはずですし、それから保育園も認定こども園も幼稚園で今までずっとやってきた幼稚園教育要領にのっとりなくてはならないということもありますので、それは環境を通して、遊びを通して行う教育だということが、その後の小学校以降の教育、つまり自ら考え、そしてなぜだろうと思いながら見つけていくような探究的な教育ができるような基礎をつくる。そして、たっぷり愛されていることがそのことを後押しするということ、このトータルした子育てというのを中野区さんも一緒に私たちは考えたいと思うのですけれども、そのことの行方はいかがになりますかしらということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局（保育園・幼稚園課長）

今回の子ども・子育て支援事業計画のほうには、あくまで需要とその確保方策という観点で数値のほうは入れてございますので、こども誰でも通園制度の部分につきましては、国のほうから未就学のそういったこども誰でも通園制度の需要の部分、しっかり自治体のほうでも需要に対する施設等を確保していくようにということも言われてございますので、今回計画の中に記載させていただいたところでございますけれども、幼稚園などを含めまして東京都のほうで実施している多様な他者との関わり創出事業ですね、こちらのほうの実施につきましても、併せて今検討しているところでございますので、今後そういった形で幼稚園のほうでも様々なお子さんをお預かりできるような部分、地域の中での子育てというところにより関わっていただけるようなところにつきましても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

関委員

ありがとうございます。

何にしろ、子どもを中心に考えないとやはり制度はどこか弱いものになってしまうと思えてなりません。どうぞよろしくお願いをいたします。

また、保護者も助けてあげたいと本当に思っています。それに力になれるならばありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

寺田会長

ほかにはよろしいでしょうか。

では、中尾さん、お願いします。

中尾委員

中尾です。1点だけ。

一時保育の需要見込みのところなのですが、ファミリー・サポートの登録人数がそのまんま。49 ページです。ファミリー・サポートの需要、確保方策のところ、ファミリー・サポート事業の登録人数が確保人数というような話を先ほどおっしゃられていたと思うのですが、ファミリー・サポートの登録者って全員が全員常に預かれる人ではなくて、稼働しているのはもっともっと少ないと思うのですよ。なので、この人数をそのまま置くのではなくて、実際の稼働率とかそういったところを加味して確保策を立てていただいたほうがいいのではないかなというのは思いました。

私の団体でも一時保育を少しやっているのですが、一時保育はやはりまだまだとりにくいと。空きはあると思っているのですが、なかなかやはり利用しづらいという声をよく聞くので、いろいろな形で確保していただけたらなと思っています。

以上です。

寺田会長

回答ですね。はい、どうぞお願いいたします。

事務局（子育て支援課長）

子育て支援課長、分藤でございます。ありがとうございます。

ご指摘のとおり、今、需要見込みに関しても同じような形で数字を置いてしまっていて、なかなか需要を見込むのは難しいというところが正直なところあって、今こういう数字にしているのですが、ご指摘もいただきましたので、少し何か改善できる方法がないかというのは今後に向けて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

寺田会長

ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

前回皆さんが熱心に会議に参加してくださり、ご意見や様々なご提案をいただいたことが、本日青木課長の報告の中に沢山盛り込まれていると感じ、すごく素晴らしいと思いました。

実は先ほど中野駅付近で、古川課長さんにビールを配って頂き、その際、「そこに酒井区長がいます」ということで、ちょうど酒井区長にお目にかかりましたため、「これから中野子ども・子育て会議に参加しますが、皆さんが熱心に参加していただき、そしてその委員の皆さんの意見が今回の内容等に反映されて、スタッフの皆さんとも一体感がある素晴らしい子ども・子育て会議になっていますよ」という話をしたら、区長さんはとっても喜ばれていました。ぜひ今度視察に来ていただけるといいですね。本当にすごく喜んでくださっていて、それを伺ったことも私もうれしくて、皆さんに報告させていただきました。

次の議題に移ってよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、次に議題2、令和6年度中野区こども誰でも通園制度の試行的実施（追加募集）について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（幼児施設整備担当課長）

《資料2について説明》

寺田会長

高津課長、ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見、ご質問などございますか。

佐藤さん、お願いします。

佐藤委員

見込んでいた数よりも実際少なかったという原因として、保育園側から何か、こういうことだからなかなか手を上げられないよという話は入っているのですか。

寺田会長

高津課長、お願いします。

事務局（幼児施設整備担当課長）

今のご質問にお答えいたしますと、保育園に空きがないことにはこの事業が実施できないというのがまず大きなところかと思います。この制度が0歳児から2歳児クラスまでの学年で言うと3学年で実施するものなのですけれども、中野区でのその0歳児クラスから2歳児クラスまでの空きというのが基本的にあまりなくて、待機児童はゼロということに

なっているのですけれども、ちょうど需給バランスがとんとんというようなところで、入所・入園されるお子さん以外に預かれる枠があまりないというのが一つ大きなところと、あと、前回もお話したかもしれませんが、国の制度にのっとって区は実施しているわけなのですけれども、いわゆる委託料と呼ばれるところがあまり金額は高くなくて、今、この金額ではなかなか保育園として事業をするに見合わないよというような金額の設定に国がなっていますものですから、そこでなかなか手を上げていただけないのかなというところと、今、保育士の人材を確保するというのもやはり大変でして、なかなかそういうところで余裕がないというようなところもあるかなと考えてございます。

佐藤委員

ということは、実施している保育園2園に関しては定員に余裕があったというふうに理解してよろしいですか。

事務局（幼児施設整備担当課長）

最初に手を上げていただいた保育園は空き定員を活用しております。

2次公募に際しましては、空きがない場合でありましても、保育園は保育士の配置基準ですとか面積基準ですとか明確に決まっているのですけれども、その範囲内で面積的に少し余裕がある保育園だったり、保育士さんを増やさなくてもそのクラスに1人お子さんが入っても保育できるよというような保育園もありますので、そういったところまで枠を広げて募集しましたところ、もう1園手が上がったというところなのですけれども、今申し上げました宮園保育園も新たに公募したその配置基準を満たしています。それで、保育士さんを増やさなくてももう一人受入れが実は可能なのですといったところで預かっていたというところなんです。

佐藤委員

前回のお話のときに申し上げたと思うのですけれども、保育園側としては、お金ではなく保育士さんがとにかく足りない、だからそこを何とかしてもらわないとこういうものを実施したとしても手を上げることができないという現状があると思うのですが、保育士の資格を持っている方はたくさん多分いらっしゃると思うのですが、なかなかその仕事に結びついていないというところでは、中野区のほうでそこは何か人材バンク的なものを考えていって、ご紹介とかそういうことをしないと広がっていかないのではないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

事務局（幼児施設整備担当課長）

そこがなかなかやはり難しいところでして、中野区として今おっしゃられたような人材バンクをつくってというようなのも現実的にはやはり難しいのかなと思っておりますので、今具体的に何か方策があるわけではありませんけれども、こういう事業を区としても位置づけていくということになれば、どのようにして人材確保を進めていくのかというところでこれから検討はしてまいりたいと考えてございます。

寺田会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、議題もまだたくさんございますので、議題3、病児・病後児保育事業拡充の考え方について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（子育て支援課長）

《資料3について説明》

寺田会長

分藤課長、ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見やご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に議題4、子どもショートステイ事業拡充等の考え方について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援担当部長）

《資料4について説明》

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

和泉委員、お願いします。

和泉委員

和泉です。細かいところになりますけれども、先ほど計画の素案の中で説明を求めた部分についてはかなり納得する部分がありまして、利便性の向上、特に利用手続の簡素化のあたりを中心に工夫されているということにすごく納得をしました。

細かいところで、この自己負担なのですけれども、この部分については、例えば食事代とかそういった部分については、別会計なのか、それともこれ込みで全部自己負担にまとめてしまっているのか、こういうところはどうなっているのでしょうか。

事務局（子ども家庭支援担当部長）

食事はこれに含まれています。

和泉委員

分かりました。ありがとうございます。

寺田会長

阿部委員、お願いします。

阿部委員

あまりこの事業について詳しくないもので教えていただきたいのですが、その新事業については、地域のどこか一戸建てか何かを借り上げるというふうなご説明がありましたが、これは何かほかの事業と抱き合わせているのでしょうか。ショートステイという以上、常に満床といいですか、いるわけではないかなと思うのですけれども、そのほかのときは何をしているのかというのをお聞きしたかったのが1点と、もう一つは、年齢が結構上のお子さん、特に乳児院とか施設のほうは小さいお子さんが多いかなと思いますので、年齢の上のお子さんまで抱えていると、恐らく家にいるのがつらいとか虐待とかそういうところ、そういったときに、親ではなくて子どものほうから「ちょっと離れたい」といったような希望があるときに、こういったところを使うことは可能なのでしょうか。

事務局（子ども家庭支援担当部長）

まず、一つ目のご質問ですが、おっしゃるように、利用率が100%になることはないです。今の現状ですと、大体30%から40%ぐらい。定員が記載のとおり、さつき寮ですと1日4人、オディリア乳児院だと1日2人というようなことで、それ掛ける365日預けるという体制はとっているのですけれども、30%から40%ぐらいの稼働率になっています。

現状、例えばさつき寮においては、それ以外の、いわゆるショートステイを利用していないときは、例えばトワイライトステイということで、これも事業計画のところにあるのですけれども、泊まりではなく夜間、夕方から夜の10時ぐらいまで預けるというトワイライトステイという事業も別にやっているのですけれども、そういったところでの利用があったりとか、あるいは一時保護委託で使ったりとかというような場合がございます。

新たな事業者のところにつきましても同様に、ショートステイはショートステイで実施するのですが、トワイライトステイも併せて実施できるような形をとって、なるべく利用が進むような形をとりたいと思っていますし、一時保護委託についても考えていくということでございます。

後段の質問なのですけれども、これにつきましては、まずショートステイについては保護者の方の状況によってお子さんを預けていただくということなので、お子さんが離れたいと言った場合については、児童相談所関係ですかね。

事務局（児童相談所長）

ショートステイに関しても児童相談所でご提案することもございますけれども、お子さん自身がちょっと離れたいよということであれば、ショートステイに関してもご両親の同意があればショートステイという形もとれることがありますし、その状態によっては一時保護をさせていただく場合もあります。一時保護というともう児相のほうが結構絡みますけれども、任意の、ちょっとレスパイト的な利用ということであれば、お子さんの希望に応じて保護者の了解をもってショートステイをするということは今でも行っているといったところでございます。

阿部委員

それはやはり児童相談所に子どものほうから相談するという形なのですか。もしこれが非常に利用しやすいものであれば、本当に高校生とかだったら自分で利用申込みをして親の承諾を得るというのを区役所のほうでやっていただくなんていうこともできるかと思うのですが。

事務局（児童相談所長）

後で、次のコーナーで、資料でも少し触れるところがありますけれども、児童相談所にご相談いただいてもいいですし、中野区の地域に四つのすこやか福祉センターがございますので、そこでご相談いただければ、お子さんのご相談に応じてそういったサービスの提供といったところは検討できるかなというふうに思っております。

寺田会長

よろしいでしょうか。

阿部委員

ありがとうございます。

寺田会長

ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に議題5、社会的養育推進計画について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（児童相談所長）

《資料5について説明》

寺田会長

大変ありがとうございました。

大変分かりやすくご説明いただいたなというふうに感じますが、いかがでしょうか。今の議題について、ご意見、ご質問などございますか。

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

私がずっと理解できないままなので教えていただければとまず思うのですが、「子ども・家庭を支える相談体制」、4枚目になるのですかね、図があると思うのですが、ここには要対協、要保護児童対策地域協議会の名称しかないですが、別の法律で、昨年9月ですか、新しい協議会、子ども・若者支援地域協議会というのが設置されたと思うのですが、内閣府の設置運営指針を見てもちょっと理解できないのですね。構成員がほとんど同じです。中野も恐らく同じだと思うのです。ただ、要対協とはこの子ども・若者支援地域協議会は設置目的が異なるというふうに書かれていて、それが具体的に何か書かれていないのでよく分からないのですが、メンバーが大きく重なっている場合には、それぞれの会議を継続した時間帯に前後して開催することも運用上の工夫だとか、どっちの協議会で扱ったほうがいいのかということが判明した場合にはそれぞれで移行するということです。ただ、要対協は18歳ですよ。子ども・若者支援地域協議会の対象年齢は39歳だと思うのですが、そうした場合に、この相談体制の図にこの新しい協議会の名称は入れないのかなと。

ただ、左側のものを見ると、虐待とかそういうものが中心になっているので、そこはどうなのかなとも思うのですが、先ほども、社会的養護自立支援事業というのをまた出されていて、だったらここには二つの協議会の名称が入ってもいいのではないのかなというふうに思うのですが、その点はいかがなのでしょう。

事務局（児童相談所長）

佐藤委員、何かすごく調べていらっしゃるんですけども、今、委員おっしゃったとおり、要保護児童対策協議会と子ども・若者支援地域協議会はほとんど構成メンバーが一緒というところがございます。ただ、法律の成り立ちが違って違う組織体になっているのかなと私も理解しておりますが、中野区で実際この二つの協議会を行っている場合は、同じ日に同じところに集まっていたいて、ほとんど同じメンバーと一緒に、違う会議なのだけれども一緒のメンバーで開催をさせていただいたというのが今年度全体

会で1回行わせていただいているというところでございます。

確かにこの表に関しましては、18歳未満のお子さんを中心とした「子ども・家庭を支える相談体制」ということでまとめてございますので、4ページ目はそういう形になってございますけれども、子ども・若者のほうに関しましては、その18歳以降のことがどちらかというとメインになります。児童相談所をはじめとした子どもというと、やはり児童福祉法で18歳ということになっておりますので、それ以降の支援に関しては子若協と略して言うそちらのほうで各関係機関が連携をしながら取組を進めていくといったことになりますので、この表が18歳以降はそちらのほうメインになるよということで、表題を変えたらそのまま使えるようなそんなイメージなのかなというふうに思うのですが、ただ、そうなった場合に、「生命の危険」とか、この左の三角矢印に関しては、子若協のほうはもうずばりということではなくなってしまう。ただ、意味合い的には、今、佐藤委員がおっしゃったとおり、要対協と子若協は結構親和性も高いですし、年齢もかぶっているところもございますし、そういった意味では表のつくりようなのかもしれませんが、重なり合いながら中野の子ども・若者、それとそこを取り巻く家族の方の支援に当たれるのではないかなと、そんなふうに感じております。

佐藤委員

引き継がれていくというようなイメージが伝わると、18歳で終わらないよということが伝わっていくのかなとは思いますが、なかなか難しいところなのだと思います。

もう一つお伺いしたいのですが、里親のところで、7枚目ですかね、最後ですけども、「地域との連携」というふうに書かれていて、「地域」ってとても便利な言葉で、行政の方はよく使われると思うのですが、結局は何をしたいのかなということになってしまうのですが、地域というのは、ここに書かれているのは地域の協力団体だと思うのですね。

中野区は里親を引き受けてくれる家庭が少ない、それを増やそうとしている。だったら、地域住民という考え方はできないのかなと思うのです。だから町会にという話には仕事が増えてしまうのでないですけども、とても便利な表現なのですけども、何か曖昧。私も主任児童委員をしていますから、この間の中に入っていますけれども、では、「見つけて。紹介して」と言われても、なかなか難しいことで、目標を達成できるのかなと。本当にもう地域の情報、ちょっとした情報で構わないとは思いますが、そういうものを積み重ねていかないと、なかなか「里親やってもいいよ」という方が増えていかないのではないかなというふうには思っています。

事務局（児童相談所長）

ありがとうございます。

この(3)の「地域との連携」に関しましては、確かに「地域」っていろいろな切り口で使われている言葉かなと思うのですが、里親委託等推進委員会の中では、里親委託を進めるためにはどういうことがあったらいいのかということをいろいろな方にご意見いただいて検討しているところでもありますので、その中で例えば、それこそ地域でどういうふうに働きかけをしたらこの里親制度の認知というのですかね、そういったところが分かりやすく広まっていけるのかとか、その手法を地域の民生・児童委員の方ですとか里親当事者の方ですとかにいろいろアイデアをもらいつつ、その里親制度の普及充実を図っていくと、そんなところの会議体といったところもでございます。

あと、里親制度に関しまして、里親さんと里子さんが地域で生活していくには、やはりそこを取り巻く皆さんの理解といったところが必要になってくるので、そういった理解は本当に里親さんの家庭一つ一つでそのやり方は違うのですけれども、ではそこをどういうふうに浸透させて理解を図っていくのかといったところも、本当に緻密に連携をとらなければいけないといったところがございますので、町会・自治会の皆さんにも、今でも支援機関のあいりすさんのほうから、会合や、お祭りなんかにも参加させていただいて、里親のことを広めるような取組もさせていただいたりしておりますので、そういった意味での地域の連携といったところかなというふうに思っております。

なので、委員のおっしゃる地域住民の理解ですとか、そういった言葉も盛り込んでいけることもあるのかなというふうに思いますが、そんな中でのご理解をいただければありがたいかなというふうに思います。

佐藤委員

ありがとうございます。

寺田会長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

和泉委員、お願いします。

和泉委員

和泉です。ご説明ありがとうございました。

佐藤委員からの質問もすごく内容を理解するのに役立ったなというふうに思います。た

だ、この社会養育の計画の中に政府広報などがよくこの里親制度と絡めて使う養子縁組の話というのが全く出てきていないなというふうに思いまして、やはり里親と養子縁組、また特別養子縁組なんかの違いというものについて多分多くの人たちは理解していないというか、違いが分かっていないのだと思うのですよね。

その意味で、では里親制度ってどういう特徴を持っているのかというあたりをもう少しご説明いただくと、道を開けるという意味でも役に立つのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

事務局（児童相談所長）

ありがとうございます。

確かに今、Vのところで、「里親・ファミリーホームへの委託の推進」ということでシートをまとめてあって、この中でも「里親」としか書いていないのですが、実はこの里親の単語の中には、いわゆる皆さんがイメージする里親、東京では養育家庭と言うのですが、養育家庭で里親さんもあれば、自分の戸籍にお子さんを入れる特別養子縁組という制度があります。特別養子縁組を目指して里親さんになりますよという、それを養子縁組里親さんと言うのですけれども、そういった里親さんも含めた形で今回「里親」というふうに表現はさせていただいて、最後の表も「里親委託」と書いてあるのも、本当は養育家庭や養子縁組里親をみんな含めた里親というふうな表現をさせていただいております。

なので、実際、子どものパーマネンシー保障をする永続性で言えば、特別養子縁組となる養子縁組里親さんをお願いをして、もう本当に法律上では実親子になっていただくのがパーマネンシー保障的には一番安定した形にはなりますので、そういったところの取組というところはある程度明記した形で、それも進めていきますよということは素案の中に入れていければなというふうに考えてございます。ありがとうございました。

関委員

そういえば、私のところの園にかつて2組の縁組をした方がいらっしゃったのです。その人たちはすばらしいなと思っていて、それでちゃんと我が子のとおりにごろごしていらっしゃった。そういうのを見て、子どもが欲しくても恵まれなかった人たちにとってはすごくいいことではないかとそのときも思いましたし、そういうことを思い合って話をしている保護者同士ということもよくありました。

そういうことが広がれば本当に欲しい家庭にすばらしいことではないかと思うのですけれども、そういうことが例えば、もちろんその人の実態がそのまま移すわけにはいかない

ことは分かりますけれども、成功例として何かそういうことが伝えられるようなチャンスとか、それからそういう欲しい方に伝わっていくような、そういう仕組みとかはあるのでしょうか。

事務局（児童相談所長）

ありがとうございます。

ある意味、イベント的には、毎年 10 月が里親推進月間というのが全国的に取り組まれておりまして、実は中野区でも今年は Z E R O ホールで里親養育体験発表会ということで行わせていただいて、今回中野区が初めて 70 人ほど来場者の方が参加されました。そういったことで「実際里親さんやってみてこんなでした」といったところですか、そんなお話もさせていただいておりますので、そういったところで養育・里親制度のご理解を進めていただける取組も行わせていただいております。

中野区は今年は野方 W I Z でやったのですが、これは各児相設置区ですとか児相を設置しているところが漏れなくそういった養育体験発表会をやっていますので、中野区の日程で都合が悪ければ、違う自治体のそういった発表会にも参加することができますし、それがまたホームページにも公開は東京都のほうでしてくれているので、そういった機会がもしあれば参加していただけるのがいいのかなと思います。現在ですと、中野区児童相談所のほかに中野区にある聖オディリアホーム乳児院が中野区から委託をさせていただいて里親支援機関ということで今年度取り組んでもらっていますので、実際里親ってどんなことなのかなというのは、児童相談所へ連絡しづらかったら聖オディリアホーム乳児院のほうに連絡していただければ、「こんな感じですよ」なんて、そんなご説明もさせていただけるかなと思います。私どももそういった周知には努めてまいりたいと思っております。

関委員

ありがとうございます。よく分かりました。

寺田会長

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に議題 3 「その他」、何かございますでしょうか。

事務局（子ども政策調整係）

事務局のほうから 2 点、情報提供させていただきます。

《江古田の森プレーパーク、子どもの権利の日フォーラムなかの 2024 について情報提供》

事務局からは以上となります。

寺田会長

それでは、第6期第5回中野区子ども・子育て会議を終了いたします。

皆様、本日はありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

午後8時33分終了